

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所土地及びスペース管理規程

制定 令和2年12月23日 令02規程第27号

(27規程第112号の全部改正)

最終改正 令和5年10月1日 令05規程第20号 一部改正

(目的)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の業務の用に供する土地及びスペースの配分及び利用に関し基本的な事項を定めることにより、研究所の土地及びスペースの適切かつ効率的な利用の促進を図ることを目的とする。

(定義)

**第2条** この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 土地 研究所が所有し、又は借用する土地の区域をいう。
- 二 スペース 研究所が所有し、又は借用する建物内（建物の屋上含む。）に存在する居室、実験室、共用の施設及び設備等をいう。
- 三 研究拠点等 国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第4条に規定する東京本部及び研究拠点をいう。
- 四 部門等 組織規程第3章に規定する組織、組織規則（26規則第6号。以下「組織規則」という。）第5条に規定するオープンイノベーションラボラトリ及び同規則第6条に規定する連携研究ラボ並びに組織規程第3章第2節に規定する本部組織及び第3節に規定する事業組織に、組織規則の定めるところにより置かれる部及び室（事業組織に置かれる室に限る。）をいう。

(権限の委任)

**第3条** 理事長は、研究所の土地及びスペースの配分に関する権限を研究環境整備本部長に委任する。

(研究環境整備本部長の責務)

**第4条** 研究環境整備本部長は、研究所の土地及びスペースの適切かつ効率的な利用を促進しなければならない。

- 2 研究環境整備本部長は、研究所の土地及びスペースの利用状況を把握し、利用率が低いと認める場合は、その土地及びスペースに対し、活用又は処分の為の必要な措置を講じなければならない。なお、土地の処分が妥当と認める場合は、速やかに理事長に報告し、売却、国庫納付その他の措置について検討を行う。

(土地又はスペースの配分申請)

**第5条** 部門等の長は、土地又はスペースの配分を希望するときは、研究環境整備本部長に申請しなければならない。

(土地又はスペースの配分及び利用)

**第6条** 研究環境整備本部長は、前条に規定する申請があったときは、土地又はスペースの利用目的が研究所の経営方針に合致しているかを審査し、配分の可否を決定する。

2 土地又はスペースの配分を受けた部門等の長は、配分された土地又はスペースを適切に利用しなければならない。

(土地又はスペースの特別な配分)

**第7条** 前二条の規定にかかわらず、研究環境整備本部長は、国等からの要請への対応又は災害対策のために必要があると認めるときは、当該研究拠点等の必要な土地又はスペースを部門等の長に配分することができる。

(土地又はスペースの返納)

**第8条** 部門等の長は、配分された土地又はスペースを利用する必要がなくなったときは、遅滞なく当該土地又はスペースを返納しなければならない。

2 研究環境整備本部長は、特に必要があると認めるときは、土地又はスペースの配分を受けた部門等の長に対し、当該土地又はスペースの一部又は全部の返納を命じることができる。

3 部門等の長は、前二項の規定により土地又はスペースを返納するときは、当該土地又はスペースを原状に回復しなければならない。ただし、研究環境整備本部長が、当該土地又はスペースの一部又は全部を原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

(雑則)

**第10条** この規程に定めるもののほか、土地又はスペースの配分の手続きについて必要な事項は、研究環境整備本部長が別に決定する。

**附 則 (令02規程第27号・全部改正)**

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

**附 則 (令02規程第39号・一部改正)**

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

**附 則 (令03規程第15号・一部改正)**

この規程は、令和3年11月1日から施行する。

**附 則 (令03規程第41号・一部改正)**

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

**附 則 (令04規程第7号・一部改正)**

この規程は、令和4年7月1日から施行する。

**附 則 (令04規程第53号・一部改正)**

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

**附 則 (令05規程第20号・一部改正)**

この規程は、令和5年10月1日から施行する。